

平成22年 No.11

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項等の一部を改正する要項

制定理由

役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年3月3日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成22年 3 月 4 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第10号

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程（平成16年規程第36号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程（平成18年規程第16号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学危機管理規程（平成17年規程第29号）

国立大学法人東京学芸大学F D ・ S D推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年 3 月 4 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学F D ・ S D推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学F D ・ S D推進本部要項（平成20年 3 月28日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学総合的道德教育プログラム推進本部要項（平成21年 2 月17日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項（平成18年 3 月14日制定）

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （業務） 第2条 企画調査室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。</u> <u>(2) 大学の経営戦略の提案に関すること。</u> <u>(3) 大学の広報戦略の提案に関すること。</u> (4) 各種データの収集・分析に関すること。 (5) 役員会の審議に供する諸調査に関すること。 (6) その他前各号に掲げる以外の業務 （組織） 第3条 企画調査室は、次に掲げる室員で組織する。 <u>(1) 学長が指名する学長補佐 1名</u> <u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u> (3) <u>広報連携課長</u> (4) 評価推進室長 2 企画調査室に室長を置き、前項第1号の<u>室員をもって充てる。</u> （任期） 第4条 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 （庶務）	（設置） 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、企画調査室を置く。 （業務） 第2条 企画調査室は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 大学の経営戦略の提案に関すること。</u> <u>(2) 点検評価に基づく諸施策の企画・立案に関すること。</u> <u>(3) 中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。</u> (4) 各種データの収集・分析に関すること。 (5) 役員会の審議に供する諸調査に関すること。 (6) その他前各号に掲げる以外の業務 （組織） 第3条 企画調査室は、次に掲げる室員で組織する。 <u>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(2) 総務課長</u> <u>(3) 企画調査役</u> (4) 評価推進室長 2 企画調査室に室長を置き、前項第1号に<u>掲げる者のうちから学長が指名する。</u> （任期） 第4条 前条第1項第1号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 （庶務）

第5条 企画調査室の庶務は、<u>総務部広報連携課の協力を得て総務部総務課が処理する。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。</u> <u>2 国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程（平成18年規程第17号）は、廃止する。</u>	第5条 企画調査室の庶務は、<u>総務部総務課が処理する。</u> （規程の改廃） 第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 （補則） 第7条 この規程に定めるもののほか、企画調査室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。
---	---

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第2条 点検評価室は、<u>役員会の求めに応じて</u>、次に掲げる業務を行う。 (1) 自己点検評価の企画・立案に関すること。 (2) 外部評価及び第三者評価の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の評価に関すること。 <u>(4) 点検評価に基づく諸施策の企画・立案に関すること。</u> <u>(5) 評価に係るデータの収集に関すること。</u> <u>(6) 役員会の求めに応じた、自己点検評価の調査・分析に関すること。</u> <u>(7) その他評価に関すること。</u> (組織) 第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。 <u>(1) 学長が指名する学長補佐 1名</u> <u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(3) 評価推進室長</u> 2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員<u>をもって充てる。</u> (任期) 第4条 前条第1項<u>第2号</u>の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、点検評価室を置く。 (業務) 第2条 点検評価室は、<u>点検評価会議と連携を図り</u>、次に掲げる業務を行う。 (1) 自己点検評価の企画・立案に関すること。 (2) 外部評価及び第三者評価の企画・立案に関すること。 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画の評価に関すること。 <u>(4) 評価に係るデータの収集に関すること。</u> <u>(5) 役員会の求めに応じた、自己点検評価の調査・分析に関すること。</u> <u>(6) その他評価に関すること。</u> (組織) 第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。 <u>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(2) 総務課長</u> <u>(3) 企画調査役</u> <u>(4) 評価推進室長</u> 2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員<u>のうちから学長が指名する。</u> (任期) 第4条 前条第1項<u>第1号</u>の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第5条 点検評価室の庶務は、総務部総務課が処理する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、点検評価室の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

国立大学法人東京学芸大学危機管理規程の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] 第2章 <u>危機管理委員会</u> (設置) 第3条 <u>本学</u>に、<u>東京学芸大学危機管理委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。 (目的) 第4条 <u>委員会</u>は、関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 危機管理 災害、事故、犯罪、人権侵害、伝染病、業務等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図るため、本学における各種の安全対策並びに被害が生じた場合の応急策、復旧策等をいう。 (2) 関係委員会 危機管理に関する事項を審議する委員会をいう。 (3) 部局 事務局，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系，芸術・スポーツ科学系，大学院連合学校教育学研究科，附属図書館，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター，情報処理センター，放射性同位元素総合実験施設，有害廃棄物処理施設，現職教員研修支援センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。 第2章 <u>危機管理会議</u> (設置) 第3条 <u>国立大学法人東京学芸大学役員会</u>の下に、<u>危機管理会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）を置く。 (目的) 第4条 <u>会議</u>は、関係委員会及び各部局（以下「関係委員会等」という。）との密

密接な連携のもとに、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項
- (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項
- (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項
- (5) その他危機管理に関し必要な事項

(指示、指導等)

第6条 委員会は、必要があると認めるきは、関係委員会等に対し、危機管理に関する事項について、指示、指導等必要な措置を行うことができる。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事及び副学長
- (3) 学系長
- (4) 附属図書館長
- (5) 大学院連合学校教育学研究科長
- (6) 附属学校運営参事
- (7) 施設・センター長協議会議長
- (8) 事務局長
- (9) 部長

(委員長等)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長をもって充て、副委員長は理事（総務等担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行す

接な連携のもとに、本学の危機管理に関する総合的な体制を整備することを目的とする。

(審議事項)

第5条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合的な危機管理体制の整備に関する事項
- (2) 危機管理を必要とする諸問題に関する事項
- (3) 全学的な防災訓練等の実施に関する事項
- (4) 関係委員会等との連絡調整に関する事項
- (5) その他危機管理に関し必要な事項

(指示、指導等)

第6条 会議は、必要があると認めるきは、関係委員会等に対し、危機管理に関する事項について、指示、指導等必要な措置を行うことができる。

(組織)

第7条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) 学系長
- (3) 附属図書館長
- (4) 大学院連合学校教育学研究科長
- (5) 附属学校運営参事
- (6) 事務局長
- (7) 部長

(議長等)

第8条 会議に議長及び副議長を置き、議長は理事（総務等担当）をもって充て、副議長は議長が指名する。

2 議長は、会議を招集する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

る。

(会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第7条第9号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 関係委員会等の責務等

(報告)

第11条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事項を、委員会に速やかに報告するものとする。

- (1) 委員会から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に係る事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、委員会に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(委員会の対応)

第12条 委員会は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定

(会議)

第9条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。ただし、第7条第7号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学長の出席)

第10条 学長は、会議に出席し、危機管理に関し、必要な指導・助言を行うことができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 関係委員会等の責務等

(報告)

第12条 関係委員会等の長は、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事項を、会議に速やかに報告するものとする。

- (1) 会議から指示、指導等を受けた場合 その処理に関する事項
- (2) 危機管理に関する訓練、行事等を実施する場合 その計画に関する事項
- (3) 危機管理を必要とする事案が発生又は予想される場合 その内容に関する事項
- (4) 危機管理に係る事項に関し、官公署の監査等を受けた場合 監査等の結果及びその対応に関する事項
- (5) その他危機管理に関し、会議に報告することが必要と認められる場合 その内容に関する事項

(会議の対応)

第13条 会議は、前条の報告を受け必要があると認めるときは、第6条の規定に

に基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第13条 危機管理及び委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

基づき、当該関係委員会等に対し、必要な措置を行うものとする。

第4章 補則

(庶務)

第14条 危機管理及び会議に関する庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課が処理する。

(規程の改廃)

第15条 第3条から第11条までの規定の改正は、役員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が定め、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) FD・SDに係る基本方針の策定 (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務 (3) <u>職員</u>の研修等の企画・実施及び支援に関する業務 (4) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務 (5) 授業の改善に関する業務 (6) FD・SDの啓発活動に関する業務 (7) その他FD・SD活動推進のために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>理事（教育等担当）</u> <u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(3) 事務局長</u> (4) 総務部長 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、<u>本部長は理事（教育等担当）をもつ</u>	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、FD・SD推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた全学的な支援施策の企画・立案及び教職員のFD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）活動推進に向けた支援のために必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 (1) FD・SDに係る基本方針の策定 (2) 教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務 (3) <u>教職員</u>の研修等の企画・実施及び支援に関する業務 (4) 事務職員の能力開発の推進に向けた諸施策の企画・立案及び支援に関する業務 (5) 授業の改善に関する業務 (6) FD・SDの啓発活動に関する業務 (7) その他FD・SD活動推進のために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>理事及び副学長</u> <u>(2) 学系長</u> <u>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</u> (4) 総務部長 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長を置き、<u>理事（研究等担当）をもって充てる。</u>

て充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 <u>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</u> (任期) 第5条 前条第1項<u>第2号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 (要項の改廃) <u>第8条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u> (補則) <u>第9条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成22年4月1日から施行する。</u>	3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 (任期) 第5条 前条第1項<u>第3号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (部会) 第6条 推進本部は、業務を専門的にかつ中心となって実施させるため、部会を置くことができる。 2 部会の委員は、本部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。 3 部会に部会長を置き、学長が指名する。 4 部会長は、部会を総括する。 5 前項までに定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、推進本部が定める。 (庶務) 第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、総務部人事課及び学務部学務課が処理する。 (補則) <u>第8条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。
---	--

国立大学法人東京学芸大学総合的道德教育プログラム推進本部要項の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>理事（総務等担当）</u> (2) 学系長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センター教員（道德教育担当） 1名 (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は<u>理事（総務等担当）</u>をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は，推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 (任期) 第5条 前条第1項第4号の本部員の任期は3年とし，再任を妨げない。ただ	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に，総合的道德教育プログラム推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は，文部科学省の平成 21 年度特別教育研究経費（教育改革）事業に選定された「地域・学校と連携した「総合的道德教育プログラム」の開発」（以下「総合的道德教育プログラム」という。）の推進に向けて，具体的な運営方法等について検討することを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。 (1) 総合的道德教育プログラムに関する企画・立案及び連絡調整に関する業務 (2) 総合的道德教育プログラム実施に係る人事，予算及び監査に関する業務 (3) その他総合的道德教育プログラムの目的を達成するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) 学系長 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センター教員（道德教育担当） 1名 (4) 学長が委嘱する教員 若干名 (5) 学務部長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は<u>前項第1号の本部員</u>をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は，推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 (任期) 第5条 前条第4号の本部員の任期は3年とし，再任を妨げない。ただし，欠員

し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u>	が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 （協議会） 第 6 条 推進本部に、総合的道德教育プログラムへの助言等を行うため、総合的道德教育プログラム開発協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）推進本部本部員 （2）教育委員会関係者及び協力学校関係者等の中から本部長が委嘱した者 若干名 3 協議会に議長を置き、本部長をもって充てる。 （専門部会） 第 7 条 協議会に、専門的な立場から総合的道德教育プログラムの課題を検討するため、専門部会を置くことができる。 2 専門部会の委員は、協議会議長が委嘱し、専門部会長は協議会議長が指名する。 （庶務） 第 8 条 推進本部及び協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学務課が処理する。 （要項の改廃） 第 9 条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 （補則） 第 10 条 この要項に定めるもののほか、推進本部及び協議会の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。
--	---

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項の一部改正について

制定理由： 役員会の下に置く運営組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 <u>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</u> <u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(3) 学長が委嘱する事務職員 若干名</u> (4) 人事課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，<u>本部長は前項第1号の本部員をもつて充て，副本部長は本部長が指名する。</u> 3 本部長は，推進本部の業務を総括する。 <u>4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代行する。</u>	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に，男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は，人事，教育，研究その他すべての面での大学の男女共同参画を推進するため，必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。 (1) 男女共同参画推進に係る基本方針に関すること。 (2) 男女共同参画推進方策の企画，立案及び実施に関すること。 (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検評価及び改善に関すること。 (4) 男女共同参画推進の情報提供，広報等に関すること。 (5) その他男女共同参画を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 <u>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(2) 学長が委嘱する事務職員 若干名</u> <u>(3) 総務課長</u> (4) 人事課長 2 推進本部に本部長を置き，前項第1号の本部員<u>のうちから学長が指名する。</u> 3 本部長は，推進本部の業務を総括する。

(任期) 第5条 前条第1項<u>第2号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>人事課</u>が処理する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成22年4月1日から施行する。</u>	(任期) 第5条 前条第1項<u>第1号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>総務課</u>が処理する。 (要項の改廃) 第7条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。
---	--